

## 10 へき地医療

### 1 目標（目指すべき姿）

へき地等の住民が住み慣れた地域で健康を維持し、必要な医療が安心して受けられるための医療提供体制を整備します。

本計画におけるへき地等とは、「無医地区（※1）」、「準無医地区（※2）」、「過疎地域（※3）」、「振興山村の地域（※4）」のことをいいます。

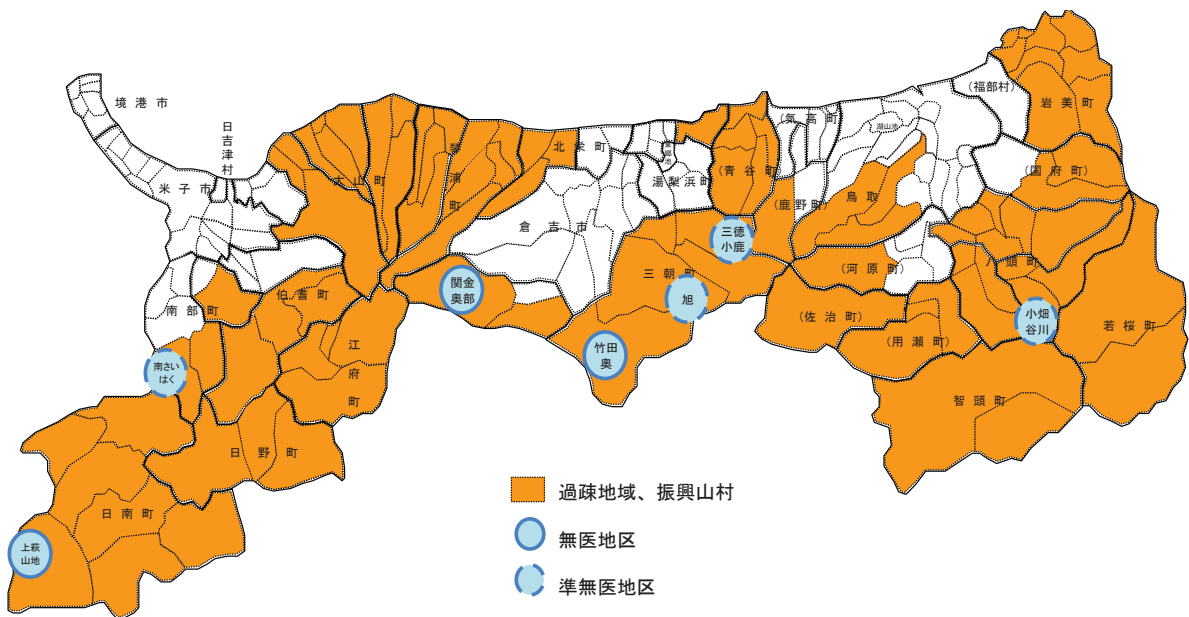
※1：無医地区とは、医療機関（歯科医療機関）のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4km区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区のこと。

※2：準無医地区とは、無医地区に該当しませんが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区であると知事が判断し厚生労働大臣に協議できる地区のこと。

※3：過疎地域とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する地域のこと。

※4：振興山村の地域とは、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定により指定された地域のこと。

#### <へき地等の対象地域>



<過疎地域及び振興山村の一覧（令和5年4月1日現在）>

市町村名	過疎地域	振興山村
鳥取市	旧福部村の区域 旧河原町の区域 旧用瀬町の区域 旧佐治村の区域 旧青谷町の区域	(旧鳥取市)神戸村、東郷村、明治村 (旧国府町)成器村、大茅村 (旧河原町)西郷村 (旧用瀬町)大村、社村 旧佐治村の区域 (旧鹿野町)小鷲河村 (旧青谷町)日置村、勝部村
岩美町	町内全域	東村、蒲生村、小田村
若桜町	町内全域	町内全域
智頭町	町内全域	町内全域
八頭町	町内全域	(旧郡家町)上私都村 (旧船岡町)大伊村 (旧八東町)丹比村、八東村
倉吉市	旧関金町の区域	(旧関金町)矢送村、山守村
三朝町	町内全域	三徳村、小鹿村、旭村、竹田村
湯梨浜町	旧泊村の区域 旧東郷町の区域	
琴浦町	町内全域	(旧東伯町)上郷村、古布庄村 (旧赤碕町)以西村
北栄町	旧大栄町の区域	
大山町	町内全域	(旧大山町)大山村
南部町		(旧西伯町)上長田村、東長田村 (旧会見町)賀野村
伯耆町	旧溝口町の区域	(旧溝口町)二部村
日南町	町内全域	町内全域
日野町	町内全域	町内全域
江府町	町内全域	日光村、米沢村、神奈川村
16市町	14地域	36地域

※鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局人口減少社会対策課調べ

- ・過疎地域とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条及び第33条に規定する地域
- ・振興山村とは、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された地域

## 2 現状と課題

### (1) 現状

(へき地等)

- ・厚生労働省令和4年度無医地区等及び無歯科医地区等調査によると、本県の無医地区・無歯科医地区は3地区、準無医地区は4地区、準無歯科医地区は3地区となっており、前回調査（令和元年）より無医地区・無歯科医地区が1地区ずつ増加しています。

- ・へき地等では高齢化率が高く、交通手段が少ないことから、デマンドバスや巡回バスなど市町村等で患者の医療機関までの移動手段の確保に努めています。

<県内における無医地区等の状況>

市町村名	無医地区	無歯科医地区	準無医地区	準無歯科医地区
八頭町	－	－	小畑谷川	小畑谷川
倉吉市	関金町奥部	関金町奥部	－	－
三朝町	－	－	三徳・小鹿	三徳・小鹿
	－	－	旭	旭
	竹田奥	竹田奥	－	－
南部町	－	－	南さいはく	－
日南町	上萩山	上萩山	－	－
1市4町	3地区	3地区	4地区	3地区

出典：厚生労働省「令和4年度無医地区等及び無歯科医地区等調査」

(医療提供体制)

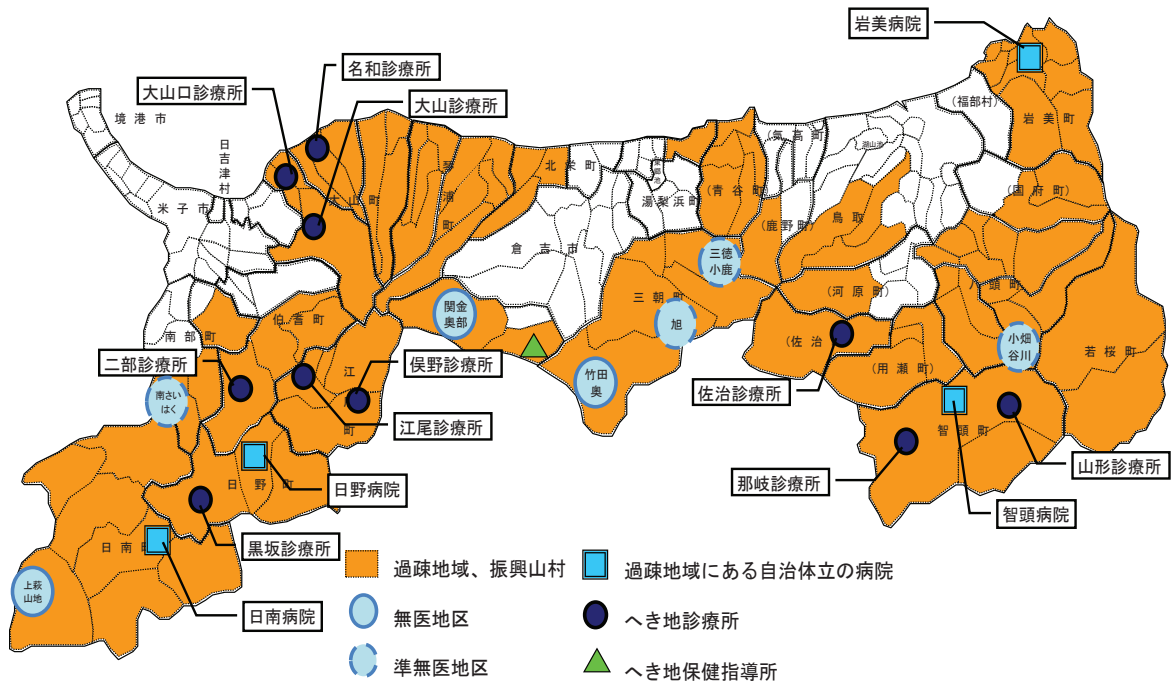
- ・県内には、へき地の医療を確保するため、へき地等の地域には自治体立の病院が4病院、診療所が11診療所設置されています。また、無医地区等の保健指導を実施するへき地保健指導所が1箇所設置されています。
- ・へき地等に所在する民間の診療所などの医療機関も、へき地等の住民に対する医療の提供を行っています。
- ・鳥取県ドクターヘリ、3府県（公立豊岡病院）ドクターヘリ、鳥根県ドクターヘリの相互利用による広域連携や、医師搭乗型消防防災ヘリコプターの運航を行い、へき地等を含む全県をカバーする救急医療を提供しています。

<へき地医療の対象地域にある公立医療機関>

市町村名	病院	診療所
鳥取市		鳥取市佐治町国民健康保険医科診療所 鳥取市佐治町国民健康保険歯科診療所
岩美町	岩美町国民健康保険岩美病院	
智頭町	国民健康保険智頭病院	智頭町那岐診療所、智頭町山形診療所
大山町		大山診療所、大山口診療所、名和診療所
伯耆町		二部診療所
日南町	日南町国民健康保険日南病院	
日野町	日野病院	黒坂診療所
江府町		江尾診療所、俣野診療所
計	4病院	11診療所

出典：鳥取県医療政策課

<へき地医療の対象地域にある公立医療機関の位置図>



(へき地の診療を支援する体制)

【へき地医療拠点病院】

- 県内では、9病院をへき地医療拠点病院として指定し、へき地医療支援機構との連携のもと、へき地診療所等の診療体制を支援するため、巡回診療、へき地診療所等への医師派遣や代診医派遣等を実施しています。

<へき地医療拠点病院>

二次医療圏	医療機関名	指定年度	主な支援方法
東部	鳥取県立中央病院	平成23年度	代診医等の派遣
	鳥取市立病院	平成27年度	代診医等の派遣
	国民健康保険智頭病院	平成27年度	医師派遣
中部	鳥取県立厚生病院	平成27年度	代診医等の派遣
西部	鳥取大学医学部附属病院	平成23年度	代診医等の派遣
	日野病院組合日野病院	平成23年度	医師派遣
	山陰労災病院	平成27年度	代診医等の派遣
	南部町国民健康保険西伯病院	令和2年度	巡回診療
	日南町国民健康保険日南病院	令和5年度	巡回診療

<へき地医療拠点病院の取組実績>

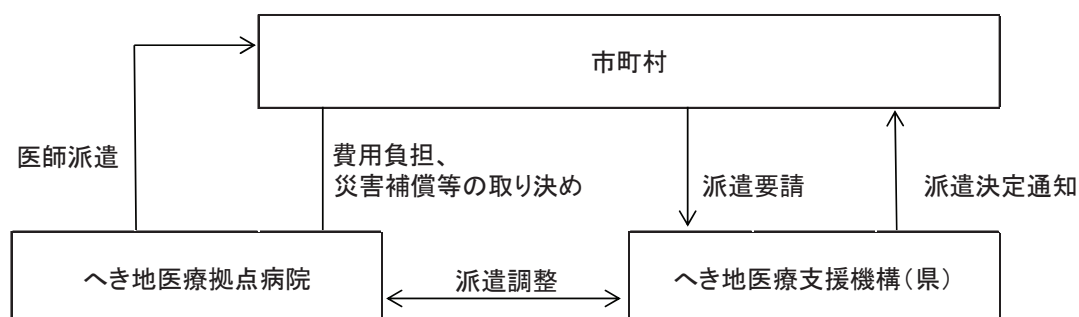
支援内容	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
巡回診療	0病院	0病院	1病院	1病院	1病院
医師派遣	3病院	2病院	4病院	3病院	1病院
代診医派遣	1病院	2病院	2病院	1病院	0病院
(参考) へき地医療拠点病院数	7病院	7病院	8病院	8病院	8病院

出典：厚生労働省「へき地医療現況調査」

### 【へき地医療支援機構】

- ・へき地医療支援機構は、広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療に係る各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的として、各都道府県に設置されています。
- ・本県では、鳥取県へき地医療支援機構を平成24年4月に鳥取県医療政策課内に設置し、医師の派遣や代診医派遣の調整やへき地医療の総合的な支援事業の企画・調整等を行っています。

### <鳥取県の代診医派遣制度>



### (医師確保)

- ・本県の令和2年における医療施設従事医師数は、1,742人、人口10万人当たりで見ると314.8人と全国平均256.6人を上回っており、県全体の医師数は増加しているものの、市町村別の医師数をみると、市部の医師は増加傾向にあるものの、郡部は若干減少傾向にあります。
- ・若手医師の都会志向もあり、県内のへき地にある病院・診療所に勤務する医師の安定的、継続的な確保が難しくなっており、自治医科大学卒業医師及び鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸与医師を県職員に採用し、へき地の医療機関に派遣しています。

### <市町村・医療圏別医師数(医療施設従事者)の推移>

	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
鳥取県	1,570	1,585	1,585	1,627	1,662	1,699	1,707	1,742
東部	483	492	498	502	520	524	540	566
鳥取市	447	452	460	468	484	490	502	528
岩美町	12	15	13	12	13	13	13	13
若桜町	1	2	3	2	2	3	3	4
智頭町	10	12	12	9	9	9	11	10
八頭町	13	11	10	11	12	9	11	11
中部	210	213	217	214	211	211	206	220
倉吉市	160	162	169	170	171	172	165	182
三朝町	19	19	18	15	13	12	13	13
湯梨浜町	9	10	8	8	7	7	7	6
琴浦町	17	16	16	15	15	14	16	15
北栄町	5	6	6	6	5	6	5	4
西部	877	880	850	911	931	964	961	956
米子市	748	756	716	782	795	824	828	823
境港市	65	59	65	62	65	70	65	64
日吉津村	2	2	2	2	4	4	4	4
大山町	9	10	12	12	13	12	12	10
南部町	14	14	18	19	22	25	20	21
伯耆町	17	17	16	15	15	14	15	16
日南町	8	9	9	7	6	5	6	7
日野町	11	10	9	9	8	7	9	8
江府町	3	3	3	3	3	3	2	3

## <自治医科大学卒業医師・鳥取大学特別要請卒業医師の派遣先一覧（令和4年度実績）>

医療機関名	派遣人数（※）
岩美病院	5（1）
智頭病院	4（4）
西伯病院	2（1）
日南病院	2（0）
日野病院	3（2）
佐治診療所	1（1）
名和診療所	1（1）
計	18（10）

※派遣人数のうち、（ ）内の数字は自治医科大学卒業医師の人数

## （2）課題

### ①へき地等における医療提供体制

- ・へき地等では、人口減少とともに医療機関の患者数も減少しており、医師の高齢化等により廃止する医療機関もあるため、住民が適切な医療を受けられる体制を確保する必要があります。
- ・また、高齢化が進む中、在宅患者への医療提供や移動手段の確保が困難な患者の医療機関等へのアクセスの確保など、住民が必要な医療を受けられる体制の確保が必要です。
- ・医療従事者の働き方改革や限られた資源を効率的に活用するため、オンライン診療を含む遠隔医療やICTの活用が期待されています。

### ②医療従事者の確保

- ・へき地等の病院では勤務医の安定的な確保が困難となっており、診療所では医師の高齢化や後継者不足による離職や閉院するケースもあることから、外来や在宅の医療ニーズへの対応を含め、今後のへき地等における医療体制の維持に向け、医師確保が課題となっています。
- ・また、医師確保に向けては、自治医大卒医師、鳥取大学特別養成卒業医師の県派遣医師の指定勤務期間満了後の県内定着が求められています。
- ・へき地等においては、医師だけではなく看護師や薬剤師などの医療従事者の確保も困難であることから、へき地等の医療を担う医療従事者の安定的な確保と養成が必要となります。

## 3 施策の方向性

- （1）へき地等における医療提供体制の維持・確保
- （2）へき地等の医療を担う医療従事者の確保

## 4 具体的な取組

### （1）へき地等における医療提供体制

#### ①へき地診療所の維持・充実

- ・へき地診療所（医科・歯科）における設備整備等を支援することで、住民が必要な医療や歯科医療を受けられる体制の整備を図ります。

#### ②へき地医療拠点病院の充実・強化

- ・へき地医療拠点病院における設備整備、運営等の支援することにより機能の充実・強化

を図ります。

- ・へき地医療拠点病院において、無医地区等への巡回診療やへき地診療所への代診医の派遣等を実施します。

### ③へき地等における在宅医療提供体制の整備

- ・訪問診療など在宅医療を行う医療機関等の設備整備等を支援するとともに、在宅医療に対応する看護師等の人材育成を図るなど、在宅医療の提供体制の整備を図ります。

### ④へき地等における歯科診療提供体制の維持

- ・へき地等における歯科診療提供体制の維持に向けて、市町村の取組への支援や県及び各地区歯科医師会と連携しつつ圏域で歯科医師を確保する仕組みづくりを検討します。

### ⑤オンライン診療を含む遠隔医療の推進

- ・医療資源が少ないへき地においても適切な医療提供が可能になるようオンライン診療等のICTの活用を進めます。

### ⑥患者交通手段の確保

- ・公共交通機関による通院が困難な地域において、患者輸送車等により医療機関を受診する住民の交通手段の確保を図ります。

## (2) へき地等における医師をはじめとする医療人材確保

へき地医療に従事する医師等の確保に向けては第4章第2節の「1 医師」、「2 歯科医療従事者（歯科医師）」「3 看護職員（看護師・准看護師、助産師、保健師）」、「4 薬剤師」の取組を推進します。

また、市町村による取組の推進、総合診療医の確保対策の強化、県派遣医師の義務明け後対策の強化、圏域で医療人材を確保する仕組の検討等を進めます。

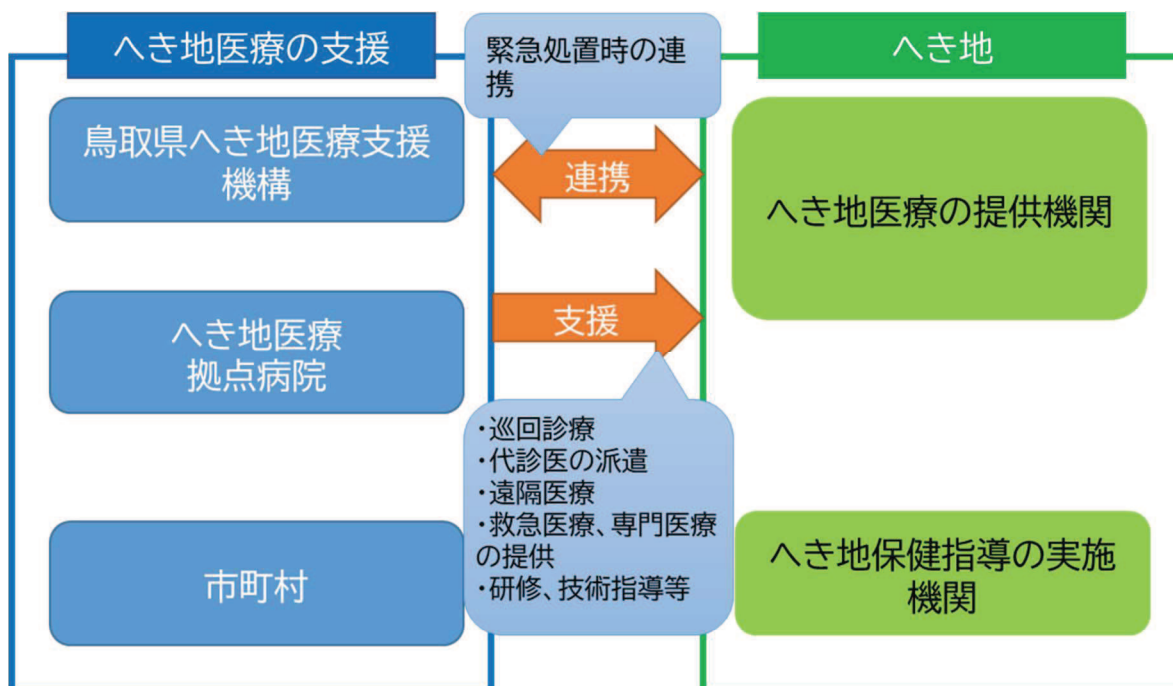
### ①医師の確保

- ・中山間地域の自治体立病院・診療所への県派遣医師（自治医大卒医師、特別養成卒卒医師）の派遣を継続していきます。
- ・医師の派遣要請やへき地医療の総合的な支援事業の企画・調整等を行うへき地医療支援機構において、へき地医療対策の各種事業の円滑かつ効率的な実施に努めます。
- ・鳥取県医師登録・派遣システム「鳥取県ドクターバンク」の効果的な活用による指定期間満了後の定着等の促進や地区医師会が新たに設立したドクターバンク制度との連携を図ります。
- ・ICTの活用を含め病院間連携により医師を融通し合う仕組みづくりを推進します。
- ・関係市町と連携し、総合診療医の育成・確保対策に向けた「地域医療学講座」の体制拡充を図ります。
- ・医師確保など地域の医療維持に向けた市町村の主体的な取組を後押しします。

### ②その他医療従事者の確保（看護職員や薬剤師等）

- ・看護職員修学資金貸付制度の継続により、県内に従事する看護職員の養成を図ります。
- ・訪問看護ステーションの大規模化や機能強化の推進による訪問看護師の確保や特定行為研修が受講しやすい環境整備など専門性の高い看護師の育成支援に努めます。
- ・へき地等における薬剤師確保に向け、薬剤師の奨学金返還助成制度の創設を検討します。

## 5 医療提供体制のイメージ図



区 分	東部保健医療圏	中部保健医療圏	西部保健医療圏
①へき地医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地域に所在する公立医療機関</li> <li>病 院：岩美病院、智頭病院、西伯病院、日南病院、日野病院</li> <li>診療所：鳥取市佐治町国民健康保険医科診療所</li> <li>鳥取市佐治町国民健康保険歯科診療所</li> <li>智頭町那岐診療所、智頭町山形診療所</li> <li>大山診療所、大山口診療所、名和診療所</li> <li>二部診療所、黒坂診療所、江尾診療所、俣野診療所</li> </ul> <p>※対象地域においては、民間等の医療機関においても医療を提供されています。</p>		
②へき地保健指導の実施機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>へき地保健指導所（矢櫃保健指導所（倉吉市関金町））</li> <li>市町村、保健所</li> </ul>		
③へき地医療の支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県へき地医療支援機構</li> <li>へき地医療拠点病院</li> <li>県立中央病院、鳥取市立病院、智頭病院、県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院、山陰労災病院、日野病院、西伯病院、日南病院</li> <li>市町村</li> </ul>		

※対象地域 無医地区、無医地区に準ずる地区、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域及び山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域）



## 6 数値目標

指標	現状値		目標値		出典
	数値	年度	数値	年度	
へき地等に所在する医療機関やへき地医療拠点病院におけるオンライン診療の導入	9 施設	R5	15 施設	R11	中国四国厚生局届出受理医療機関名簿
圏域で医療人材を確保する取組件数	0 件	R5	6 件	R11	鳥取県医療政策課調べ

(参考) 施策・指標 (ロジックモデル)

